

愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

1 日時

平成26年5月9日（金）午前10時から午前11時20分まで

2 場所

愛知県自治センター3階 会議室B

3 出席者

(1) 構成員及び専門委員

加藤座長、井上委員、片山委員、大東委員、成瀬委員、松尾委員、三品委員、山澤委員、水野専門委員

(2) 事務局

環境部：岩田資源循環推進監、植家資源循環推進課長、元山主幹、塚本課長補佐、高橋主査、吉田主査、高崎技師

尾張県民事務所知多県民センター：吉田技師、加島技師

(3) 申請者

インセント株式会社 森下氏他

4 傍聴者

なし

5 議事録

別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事1】

インセント株式会社の産業廃棄物処理施設変更許可申請について

○ 申請の内容説明

事務局が、資料1から資料3に基づき説明を行った。

○ 質疑応答

(委員)

前回、安定計算に使用した土質定数の表記について、最終処分場のどの構造に対応しているのかを示した方がわかりやすい旨を指摘し、今回、表記を修正いただいたが、土質定数という以上、「砂礫」であるとか「砂」といった土質を示した上で、最終処分場のどの構造に対応するのかを併記した方が良いと思う。パワーブレンダーで構造強化した「改良体」と「廃棄物」は対応する土質がないと思うが、対応する土質がある部分については土質の内容を示していただきたい。

(座長)

ただ今指摘のあったように、記載を修正するかお答えいただきたい。

(事務局)

今回の記載の修正でかえってわかりにくくなった面があるとの指摘をいただいたので、土質と最終処分場の構造との対応を示す表を作成し、申請書に追加することで対応関係をわかりやすくすることとしたい。

(委員)

資料3の1条1項3号の基準は、地滑り防止工又は沈下防止工の必要がある場合に当該防止工が設けられていることであるが、インセント(株)の事業計画では当該防止工が必要なのか否かがわかりにくいので説明されたい。

(事務局)

まず、地滑り防止工については、円弧滑り法による確認の結果、地震時にはえん堤で滑りが発生する可能性があることが確認されたため、地滑り防止工が必要である。このため、連続攪拌混合壁の設置という対策工を設置する計画となっている。

沈下防止工の必要性については、記載がわかりにくかったが、圧密沈下による沈下計算の結果から、えん堤の沈下は発生するもののえん堤の構造に影響がないことが確認されており、沈下防止工の設置は必要ないと判断している。

(座長)

そうすると、この部分は地滑り防止工の必要性を説明したということなのか。

(事務局)

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「省令」という。)」1条1項3号の基準は、地滑り防止工の必要性、沈下防止工の必要性の2点あり、1点目の地滑り防止工は必要があった。一方、2

点目の沈下防止工は必要がなかった。この点について、「えん堤の構造に影響がないことを確認している」の後に、「したがって沈下防止工の設置は必要ない」旨を記載した方がわかりやすかったと思うが記載が不十分であった。

(委員)

計画平面図を見ると、パワーブレンダーを施工するえん堤が北側と東側であり、図面の下、すなわち南西側のえん堤についてはパワーブレンダーを施工しない計画だが、施工しなくても問題ないことは確認されているのか。

(事務局)

南西側のえん堤については、既設の埋立区域に関してはその外側に既設の道路が接する形で存在している。また、拡張区域に関してもえん堤の構築に合わせて外側に道路が設置される計画である。こうしたえん堤の外側の構造物の存在を考慮して円弧滑り法で確認を行った結果、地震時においてもパワーブレンダーの施工なしでえん堤の安定性が確保されることが確認されている。

なお、この点については前々回のご指摘をいただいております、前回ご説明させていただいている。

(委員)

廃棄物搬入車両の出入りはどこから行われるのか。

(事務局)

計画平面図の右下、最終処分場の南東側の看板の横に門扉があり、そこから廃棄物運搬車両が出入りする。

(委員)

浸透水の採取箇所の深さを説明されたい。

(事務局)

申請書には浸透水採取箇所の深さは明記されていないが、事業者を確認したところ、計画断面図で深さを説明させていただくが、GL-1.77mのライン、廃棄物の最下層まで浸透水採取管を設置する計画であり、廃棄物に接触した水が採取されるものである。

(委員)

現状で水位はどれ位になるのか。

(事業者)

計画断面図の WL0.42m が水位である。

(委員)

浸透水採取が可能なことについて了解した。

(委員)

申請書 179 ページの波状管等の敷設図では、波状管の勾配が 15% であるが、182 ページの流下計算では波状管の勾配を 1.5% としている。勾配が一桁違うが、どちらが正しいのか。また、179 ページを見ると、コンクリート柵の上の波状管の勾配が 15% であり、コンクリート柵の下の波状管の勾配が 10% となっている。流下能力に違いがあり下流側の流下能力が低いと、コンクリート柵から雨水が溢れることにならないか。実際には流下能力に余裕があるから問題ないとは思いますが、満水状態

で流下するとコンクリート柵で溢れることになると思う。

(事業者)

179 ページに示した勾配の 15%及び 10%は正しい数値である。コンクリート柵の外側は事業者の管理用の道路であり、仮に雨水が溢れても影響はないと考える。なお、コンクリート柵の上側の波状管の勾配は最初 15%だが最後は平場なので 1.5%となっている。

(委員)

勾配は一定ではなくコンクリート柵の手前で勾配が変わるということか。

(事業者)

そうである。このため、流下能力の計算は勾配 1.5%を基準として設定した。先ほど説明をしたが、コンクリート柵の外側は事業者の管理用の道路であり、仮に雨水が溢れても影響はないと考える。

(座長)

仮に雨水が溢れても事業者が使用する管理用道路だから問題ないというのは理解するが、適切な設計思想だろうか。

(事業者)

通常の雨量であれば流下能力は問題ないと考える。

(事務局)

まず、波状管の流下能力については、最も勾配の緩やかな 1.5%として計算した結果、上流の素掘り水路にたまった雨水は流下させるのに十分である。

また、コンクリート柵の前後で勾配が異なることで下流側で雨水が溢れることがないかという点については、コンクリート柵の上流側の勾配は 15%から 1.5%に変化し上流側の流下能力は緩い 1.5%の勾配で規定されることになると考えられ、一方、コンクリート柵の下流側の流下能力は勾配は 10%であり、上流側の流下能力を規定する 1.5%に比べて大きいことから、コンクリート柵で雨水が溢れることにはならないと思う。こうした考えで問題ないか。

(委員)

そうした考えで良い。179 ページに勾配を明記していただければ良い。

(座長)

実質的な問題はないと考えて良いか。

(委員)

実質的な問題はない。

(委員)

石綿廃棄物を埋めることを安定型最終処分場では一般的なことか。また、埋立位置は平面図では明らかだが、断面図では廃棄物層が 2 層あり、どこに埋め立てるのかが不明である。また、石綿廃棄物を埋めた時には速やかに覆土をするなどのルールがあるのかを説明されたい。

(事務局)

まず、ルールについては省令の 20 号の基準にあるように、埋め立てた位置を記録し、最終処分場の廃止まで記録を保存することになっている。この主旨は、安定

型最終処分場で埋め立てることが認められている石綿含有産業廃棄物というのは、建築材などに石綿がわずかに練り混まれた状態、飛散しない状態で使用されたものであり、破碎しなければ飛散するおそれがない。このため、埋め立てた後に掘り起こすとか破碎し石綿が飛散するような行為を避けるために管理させる意味で位置を明記させることを求めているものである。

(委員)

ルールについての説明は理解した。上層、下層のどちらに埋め立てるのかについてはどうか。

(事務局)

現時点では上層、下層のどちらにも埋める可能性があるということだと考える。

(委員)

資料2のマニュアルは具体的に定められており良いと思うが、マニュアルを定めた主旨を明記していないことで、マニュアルが形骸化するケースもある。騒音対策が目的であることを明記いただいた方が良い。

(事務局)

現状は具体的な手順に重きが置かれているが、主旨についても作業者に徹底されるよう、事業者に指導する。

(座長)

申請書の修正については、委員から指摘のあった土質定数の対応表を作成すること、委員から指摘のあった波状管等の勾配を明記すること、の2点だが、実質的に問題のある内容ではなく後日申請書を修正等することとしたいが、事務局はいかがか。

(事務局)

ご指示のあったように、土質定数については土質と最終処分場の構造の対応を示す表を作成し追加することとしたい。また、波状管の勾配が場所によって変わることがわかるように、場所ごとの勾配を追記することとしたい。

(座長)

委員から指摘のあったマニュアルの修正はいかがか。

(事務局)

マニュアルの内容の修正は申請書の補正ではないが、変更後の施設での廃棄物受け入れまでに、マニュアルを改訂いただき、主旨も含めて作業員へ徹底するよう事業者を指導する。

(座長)

それでは、以上3点の指摘に対する修正等が今後行われることを前提として、本案件の審議を終え、審査会議報告の検討に入ることとしたいがいかがか。

(各委員から異議なしの発言あり)

- 審査会議報告案の内容説明
事務局が、資料4に基づき説明を行った。

○ 質疑応答

(委員)

審査会議報告案の5項目の留意事項としては、内容はこれで良いと思う。なお、3番目の留意事項「展開検査を的確に実施するためのマニュアルの整備」については、事業者まかせにするのではなく、県も内容を確認しながら進めることとした方が良くと思う。

(事務局)

県としてもマニュアルの内容を確認し、意見を述べる部分は述べるなど関与していく。

(座長)

内容については異議がないとのことであり、本案のとおり知事に報告することとしたいがいかがか。

(各委員から異議なしとの発言あり)

(座長)

異議がないので、本案のとおり知事へ報告することとし、審査会議終了後、報告を提出することとする。

【議事2】

その他

- 事務局からの報告として、審査会議で以前審議された焼却施設に係る損害賠償請求事件（県が平成22年2月に設置許可を取り消した処分が違法であるとして、事業者が県を被告として、同年12月に、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を提起したもの）の一審判決（平成26年3月13日言い渡し）の概要の報告があった。また、当損害賠償請求事件について、県が同年3月26日に控訴したとの説明があった。